

平成28年12月 定例教育委員会

日 時 平成28年12月22日（木）
10時00分～

場 所 市役所 11階 研修室

出席者

（教育委員）

西本教育長 久田委員 深町委員 合田委員 内海委員

（事務局）

池田教育次長 中原教育次長兼学校教育課長 友永総合教育センター長兼総合教育センター課長 吉田総務課長 迎学校保健課長 小田社会教育課長 前川図書館長 白濱教育センター長 森崎青少年教育センター所長 吉住公民館政策課長 鶴田スポーツ振興課長 阿比留総務課長補佐 指方総務課主査

欠席者

なし

傍聴者 0名

内 容

(1) 教育長報告

(2) 平成28年10月分議事録の確認

(3) 議 題

- ① 佐世保市学校運営協議会規則制定の件
- ② 佐世保市立小・中学校管理規則の一部改正の件

(4) 協議事項

- ① 下船越名切地区の児童生徒のスクールバス利用要望に対する協議について
- ② 中里幼稚園園舎の活用について
- ③ 佐世保市立図書館市民ギャラリー展示会の開催及び運用基準の制定について
- ④ 佐世保市立小・中学校教育課程特例校制度実施要項について

(5) 報告事項

- ① 平成28年度佐世保市立学校給食検討委員会について
- ② 学校給食食物アレルギー対策検討委員会について
- ③ 平成28年度「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰受賞（吉井南小学校・放課後子ども教室）について
- ④ 第67回小柳賞佐世保シティロードレース大会について
- ⑤ 公民館嘱託職員等の公募について
- ⑥ 図書館常勤パート職員採用試験の実施について（追加募集）

(6) その他

① 次回開催予定

◆ 教育長報告

- 11月25日 日宇中学校研究発表会
- 11月26日 教育懇談会
- 11月27日 下村脩ジュニア科学賞表彰式
少年科学教室開講式及び発表会
- 11月28日 佐世保市通学区域審議会
- 11月29日 エレメンタリースクール視察
- 11月30日 宮小学校ICT教育視察
- 12月 1日 小佐々中学校B訪問
市民憲章イメージポスター表彰式
- 12月 2日 佐世保南ロータリークラブ例会卓話
- 12月 3日 久田学園理事長叙勲祝賀会
- 12月 4日 鹿町パールマラソン
江迎中学校完成式典
- 12月 5日 佐世保市議会12月定例会
- 12月 8日 一般質問
- 12月 9日 一般質問
- 12月12日 一般質問
- 12月13日 一般質問
- 12月14日 文教厚生委員会
- 12月15日 江迎小学校B訪問
- 12月16日 宮小学校ICT研究指定発表会
- 12月19日 前期教育委員会（社会教育委員との意見交換）
- 12月20日 猪調小学校B訪問
- 12月21日 第2回総合教育会議
佐世保市議会本会議
- 12月22日 合田教育委員辞令交付式
定例教育委員会

【西本教育長】

それでは、定刻となりましたので、12月の定例教育委員会を開催致します。

まず私からですが、昨日12月議会が終了いたしまして、昨日までの任期であられました合田委員さんが人事案件ということで、全会一致で再任が認められまして、今朝ほど辞令交付式が執り行われたところでございます。また、これから4年間よろしく願いいたします。

【合田委員】

よろしく願いいたします。

【西本教育長】

只今ご案内いたしましたとおり、昨日12月議会も終わりました、教育委員会から提案しておりました補正予算も、幼児まどか教室と預かり保育にかかる条例案件も全会一致でご承認を賜りました。それまでの間、教育委員さんにもご尽力いただき感謝申し上げます。

それでは、10月の議事録確認ということで、事務局からご報告をお願いします。

【阿比留総務課長補佐】

事前に教育委員の皆様にはメールでご確認を頂き、ご意見を伺ったところでございます。本日までに若干の文言修正を承っておりますが、それ以外に意見がございませんでしたら、ご承認を頂きたいと思っております。

【西本教育長】

事務局から報告がありましたが、他に意見はございますか。

【全委員】

意見ありません。

【西本教育長】

ありがとうございます。それでは、議事録の方はご承認いただけますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、議事録につきましては、ご承認いただきましたので、速やかに公開させていただきます。

【西本教育長】

それでは、3番目の議題に移って参りたいと思っております。まず、①佐世保市学校運営協議会規則制定の件でございます。これは、4月から小佐々地区でコミュニティ・スクールが始まりますが、学校運営協議会を設置することがひとつの条件となっておりますので、学校運営協議会の運営について教育委員会規則を作る必要があるということで、今回ご提案させていただきます。内容につきましては、事務局から説明をさせていただきます。

【中原学校教育課長】

コミュニティ・スクールにつきましては、教育委員の皆様にもこれまでにご説明申し上げますので、おおよそご理解いただいているところかと思っておりますけれども、参考資

料ということで文部科学省が出しているコミュニティ・スクールの概要をつけております。

この中で、おおよその内容をご確認いただいた後に、規則制定の件のご説明をさせていただきます。この資料は、先の文教厚生委員会で委員さんにお配りしたものでございます。7ページをお開きください。Q & Aでございますが、コミュニティ・スクールの狙いということで、学校と地域が連携・協働し、当事者意識を持って子供たちの成長を支えていく学校づくりを進めていくということです。どのような仕組みで、何を協議するのかということですが、学校運営協議会制度は、地域住民や保護者が一定の権限と責任を持って学校運営に参画する仕組みです。教育委員会から任命された委員は、学校運営の基本方針を承認したり、教育課程について意見を述べたりします。協議例として、学校や地域の課題解決に向けた協議、学校支援活動の実施方法についての協議等となっています。

6ページをお開きください。最初に熟議が必要ですよと書いてあるのですが、中ほどをご覧ください。表がありますが、コミュニティ・スクールの学校で行われた「熟議」のテーマと書いてございます。例えば、子どもたちがどう育ってほしいのかとか、あいさつ日本一の街を目指すためにとか、子供たちの学力を向上させるためにはとか、郷土学習、学校と地域で一緒にやれること、地域の力をどう子供たちに教育に生かすか、合同運動会、統合する学校の子供たちにできることは何か、いじめの撲滅、下校時の安全、携帯電話の取り扱い、地域貢献など熟議のテーマとして学校運営協議会の中で話し合われるという内容でございます。

また、7ページに戻っていただけますか。三つ目の四角のところですが、教職員の資格に関する意見はどのようなものがありますかということですが、学校が抱える課題の解決のために必要な校内体制の充実を望む意見など、校長のビジョンを後押しする意見が述べられています。意見の例がその下に書いてありますが、地域との連携を強化するために、社会教育主事の資格を持った教員を配置してほしい。外国語教育に力を入れる必要がある地域のために、小学校に英語の免許を所有する教員を配置してほしいなどの事例が掲げられています。

次に、学校評議員制度と学校支援地域本部との違いは何ですかと書いてありますが、学校支援地域本部というのが、本市で行っているまず学校支援会議と同じようなものとご理解ください。学校運営協議会は、学校の教育目標・ビジョンを共有するとともに、校長の求めによらず意見を述べることで一定の権限を有する合議制の機関です。このため、委員の当事者意識の向上、役割分担の明確化により、地域ぐるみの教育の実現に近づきます。ということで、学校評議員制度は、学校評議員が校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を聞くための制度となっています。一方、学校支援地域本部は、地域住民等が学校の求めに応じて、様々な学校支援活動を実施するという、求めに応じてということではなくて、学校運営協議会は求めの有無にかかわらず意見を述べるということになっております。

こうしたことを念頭に置いていただき、規則制定の件のご説明に移らせていただきます。

議題資料をお開きください。議題は、佐世保市学校運営協議会規則制定の件でございます。提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定により、佐世保市立小学校及び中学校に設置する学校運営協議会に関し、必要な事項を定めるものでございます。

内容につきましては、まず6ページをお願いします。2項目目に制定内容の箇所がございます。本市教育委員会においては、学校と地域住民・保護者が連携・協働し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換の必要性に鑑み、今後本市内にコミュニティ・スクールを設置することとした。

コミュニティ・スクールにおいては、学校運営協議会の設置を要するが、学校運営協議会の設置にあたっては、学校運営協議会規則を制定する必要があります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5において、教育委員会規則の制定について規定されており、協議会設置の趣旨や目的、会議や委員に係る基本的な方針等について、別紙のとおり制定する。

3 項目目の施行期日は、平成 29 年 4 月 1 日。4 項目目の備考は、すでにご承知のこととは存じますが、平成 29 年 4 月から、小佐々地区 3 校に学校運営協議会を設置するとともに、コミュニティ・スクールに指定する予定です。

2 ページをお願いします。規則の条文を読み上げながら説明をいたします。

まず、第 1 条の趣旨でございます。この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5 の規定により、佐世保市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

第 2 条、協議会の目的。協議会は、学校運営に関して佐世保市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民及び保護者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、地域のニーズを迅速かつ的確に反映させるとともに、地域の創意工夫を生かした特色ある学校づくりを進め、地域に開かれ信頼される、地域とともにある学校づくりに取り組むものとする。

第 3 条、指定および設置。教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる学校について、協議会を設置する学校として指定することができる。今回は、小佐々地区 3 校を指定するものです。第 2 項、校長は、地域住民等の意向を踏まえ、前項の指定を受けようとするときは、その旨を教育委員会に申請することができる。第 3 項、指定の期間は 3 年間とし、再指定することができる。

第 4 条、委員。協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。(1) 当該指定校の通学区域内の住民、(2) 当該指定校に在籍する児童又は生徒の保護者、(3) 当該指定校の校長、(4) 当該指定校の教職員、(5) 学識経験者、(6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認める者、第 2 項、前条第 1 項の規定による指定を受けた学校（以下「指定校」という。）の校長は、委員の候補となる者を推薦することができる。第 3 項 教育委員会は、前項の規定による推薦があった場合は、これを尊重して委員の選考を行うものとする。第 4 項 委員の定数は、25 人以内において、指定校ごとに教育委員会が当該指定校の校長と協議して定める。

第 5 条、任期。委員の任期は委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。第 2 項 前項の規定にかかわらず、指定校の指定の期間が満了したとき又は第 15 条の規定により指定校の指定が取り消されたときは、当該指定校の協議会の委員は、その身分を失うものとする。

第 6 条、会長及び副会長。協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。第 2 項 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。第 3 項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 7 条、会議。協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集し、会長がその議長となる。第 2 項 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。第 3 項 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第 8 条、会議の公開。会議は、次に掲げる場合を除き、公開する。(1) 当該指定校の職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合、(2) その他、特別な事情により、協議会が必要と認めた場合、第 2 項 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。第 3 項 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

第 9 条、守秘義務等。委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。第 2 項 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。(1) 協議会又は指定校の運営に著しい支障をきたす言動を行うこと。(2) 政治活動、宗教活動等に委員としての地位を利用すること。(3) その他委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

第 10 条、基本的な方針等の承認。指定校の校長は、毎年度次に掲げる事項について基本的な方針を作成し、当該指定校の協議会の承認を得るものとする。(1) 学校教育目標及び学校経営方針に関すること。(2) 教育課程の編成に関すること。(3) その他教育委員会

が必要と認める事項に関する事。第2項 指定校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に沿って、学校運営を行うものとする。第3項 第1項の承認が得られない場合は、校長は、協議会の意見を聴取して暫定的な措置を定めることができるものとし、当該措置に基づき学校運営を行うものとする。この場合において、当該措置は、校長が作成した基本的な方針について、協議会の承認が得られるまでの間、効力を有するものとする。

第11条、意見の申出。協議会は、指定校の運営に関する事項について、教育委員会又は指定校の校長に対して、意見を述べるができる。第2項 協議会は、指定校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該指定校の校長を通して、任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、任命権者が長崎県教育委員会であるときは、教育委員会を経由するものとする。

県費負担教職員の 경우에는、まず校長に言い、校長から市教委に言って、市教委から任命権者である県に言うというこれまで通りの流れといたしております。県費負担以外の職員、例えば給食調理員などについては、直接校長を通して市教委に言うという流れで、これも今までの流れと変更はありません。

第12条、評価及び住民参画の促進等。協議会は、毎年度1回以上、当該指定校の運営状況等について評価を行うことができるものとする。第2項 協議会は、当該指定校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

第13条、協議会活動の情報提供。協議会は、その活動の状況等について、地域住民等に対し積極的な情報の提供に努めるものとする。

第14条、教育委員会による指導助言。教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。第2項 指定校の校長及び教育委員会は、協議会が適切な活動を行えるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

第15条、指定の取消し。教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、必要に応じて適切な指導、助言等を行うものとし、当該指導、助言等によってもなお当該事由が解消されない場合は、当該指定校の指定を取り消すものとする。(1) 協議会が機能せず、その設置の目的を果たせないとき。(2) 協議会としての合意形成が困難であるとき。(3) その他当該指定校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

第16条、委員の解嘱又は解任。教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該委員を解嘱し、又は解任することができる。(1) 第9条の規定に違反したとき。(2) 心身の故障のために職務を遂行することができないとき。(3) その他解任に相当する事由があると認められるとき。第2項 指定校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

解嘱と解任の二つの言葉があることにつきましては、民間の方へは委嘱状をお渡ししますので、辞任されるときは解嘱状をお渡しします。教職員へは、委任状をお渡ししますので、辞任の際は解任となります。委嘱状、委任状の2種類があるためとご理解ください。

第17条、協議会の庶務。協議会の庶務は、当該指定校において処理する。

第18条、委任。この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則。この規則は、平成29年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

ありがとうございました。ただいまの説明に委員さんからご質疑等ございませんか。

【久田委員】

立ち上げが大変なことを理解したうえで発言しますが、ここでは、それぞれの学校が運営協議会を作るということになっていますが、一方で、コミュニティ・スクールの小佐々地区3校は合同で協議会を作る。これが来年4月から規則として動き出した時に、A小学校が我が校も運営協議会を作りたいので指定してくださいとお願いがあり、単独校で立ち上がっていく部分と、小佐々のように共同して立ち上がっていく部分があるわけですね。その辺の理解をどうすればよいのか。具体的には、小佐々でいうと校長やPTA役員は、各校にいるので良いとして、民生委員等の地域代表は重なってくることはないのかという心配がありますが、その辺りはどうでしょうか。

【中原学校教育課長】

まずは、来年度は小佐々地区3校が動き出しますので、一つのモデルとして考えていきたいと思っております。しかしながら、10年先を見据えますと単独校という可能性も見えてまいりますので、このような条文となっております。条文は、文部科学省のモデルを基礎に、一部下関市の条文も参酌しながら作成いたしております。

【久田委員】

私が聞きたいのは、小佐々地区には校長が3人いる中で、A校長とB校長の意見が必ずしも一致することばかりではないのではないかと心配しているということです。当然、連携していかなければならないというのは承知の上でも、細かなことに関して教育委員会がよく見ながら、指導できるような立場が必要になるのではないかと。そういう規定はどこにあるのですか。

【中原学校教育課長】

規則の第14条に教育委員会による指導助言を設けております。

【深町委員】

先ほどの学校教育課長からの説明で、下関の規則を参考にされて、この規則を作られているということですが、佐世保市独自で付け加えたものはありますか。

【中原学校教育課長】

第11条第2項の校長を通して任命権者に意見を述べるという部分になります。下関は校長に意見を述べるようになっていました。最初は、これと同様に作っていたのですが、地教行法の中に、任命権者に対して意見を述べるという規定がありますので、総務部総務課と協議しまして、任命権者に意見を述べるという変更をかけています。

【深町委員】

人事に関わる部分は、とても繊細なところがありますので、校長を通して任命権者に意見を述べることをとしたことはよいことだと感じました。

【合田委員】

第6条の会長及び副会長は、先進地ではおおよそどのような立場の方がご就任されているのですか。

【中原学校教育課長】

申し訳ありませんが、そこは調べておりません。しかし、会長に校長がなるということはないだろうと思います。やはり、地域の方がなれることが望ましい。PTA会長が副会長になるということはあるかもしれません。

【合田委員】

また、別の機会に分かる時があればご報告いただければと思います。

【西本教育長】

他にございませんか。無いようでしたら、本件につきましてご承認いただけますか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。只今、合田委員からもありました役員等にも注視しながら、また、必要に応じて教育委員会からも指導助言もできるということですので、4月からの動きを見ていきたいと思います。

次に、議題②「佐世保市立小・中学校管理規則の一部改正の件」について、事務局からの説明をお願いします。

【中原学校教育課長】

それでは、佐世保市立小・中学校管理規則の一部改正の件につきまして、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、学校教育法の一部改正に伴い、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の指定や、指定された学校の教育課程の編成について、文言を追加するものでございます。

提案内容については、新旧対照表でご説明したいと思いますが、その前に4ページをお願いいたします。備考を記載しておりますので、そのことについてご説明いたします。

「学校教育法施行規則第79条の9において、「同一の設置者が設置する小学校（中学校連携型小学校を除く）及び中学校（併設型中学校、小学校連携型中学校及び連携中学校を除く）においては、義務教育学校に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すことができる。」と記載しております。これは規則の文言どおり記載しておりますが、この括弧の除くとは何ぞやということになりますので、参考資料としてお配りしているものをご覧ください。どれを除くといっているのかということを整理したいと思います。

まず、小学校の括弧書きにあります中学校連携型ですが、一番右側になります。これを除くとしていますが、中学校連携型は異なる設置者で行うものが連携型です。私たちが今問題としているのは、併設型ですので、連携型の左にある分の同一の設置者で行うものが該当しますということです。これに準ずるものとして義務教育学校もあります。中学校では、中高一貫の欄の真ん中に併設型の記載があります。これも同一の設置者で行うものです。具体的な例といたしましては、佐世保北中と北高が挙げられます。これを除くとしています。また、連携型中学校は、異なる設置者で行うもので、宇久中学校と宇久高校がこれに該当します。これも除くとなっています。ですから、これらを除くとなると、中学校併設型小学校、小学校併設型中学校が対象で、わかりやすく言えば、広田小・中学校、金比良小・光海中学校、小佐々3校ということになります。

4ページの途中でご説明しましたので、残りの部分を読み上げますと、「また、第79条の11においては、「中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校においては、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより、教育課程を編成するものとする。」とされている。今回、上記の学校を中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校に指定するとともに、学習指導要領によらない特例の教育課程の編成に係る規則について上記のとおり定めるものである。」ということでございます。

それでは、5ページをご覧ください。

新旧対照表の条文を見ながらご説明させていただきます。ちなみに、連携型中学校とし

て宇久中学校と宇久高校の例が、既に規則に記載されていますので、参考までに読み上げさせていただきます。

第5条の2、連携型中学校の教育課程。宇久中学校は、施行規則第75条の規定により、長崎県立宇久高等学校と連携し、その教育過程を実施する。第2項、前項の場合において、連携型中学校において前条第1項の教育課程を編成するときは、あらかじめ連携型高等学校と協議しなければならない。

この後に、第5条の3として、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程を追加します。条文として、次の表の左欄に掲げる小学校及び同表の右欄に掲げる中学校は、施行規則第79条の11の規定により、それぞれの中学校併設型小学校と小学校併設型中学校が相互に連携し、その教育課程を編成するものとする。この表の中に、先ほど申しました広田小・中、金比良小・光海中、小佐々3校をまとめました。

第6条は、第5条の3を加えたことにより、前条としていたものを、前3条に改めます。また、括弧書きに届出となっていました。承認が必要となつてまいりますので、届出・承認と改めております。

続いて、第2項を加えております。第2項、前条の規定により教育課程を編成する場合において、学習指導要領によらない特例の教育課程を編成し実施しようとするときは、校長は、当該教育課程についてあらかじめ市委員会の承認を受けなければならない。

第3項も加えまして、前項の場合においては、校長は、当該教育課程の対象年度の前年度1月までに教育課程を編成し、市委員会に承認の申請をするものとする。

第4項は、第2項であったものが、2項増やすことに伴い条ずれするものでございます。

附則、この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。この第6条というのは、特別の教育課程を編成するときは、前年度の1月までに承認の申請をしなければならないとなっておりますので、今のところ、3つの学校とも、学習指導要領によらないで教育課程を編成しようという考えはありません。ないのですけれども、もし4月から実施することになった場合に、来年1月までに届け出をしないといけませんので、ただし書きで施行を公布の日からとしたものです。

説明は以上でございます。

【西本教育長】

はい。只今の説明に何かご質疑等ございますでしょうか。

【久田委員】

私の認識が甘かったのかもしれませんが、いわゆる小中一貫を実施するところは、広田や金比良と思っていました。ところが、管理規則を見ると、小佐々小、楠栖小と小佐々中が書き込まれている。そうすると、運営協議会が立ち上がるごとに、この管理規則に追加されていくのかなと。大変ではありませんか。逆に、この小佐々3校は規則に記載しないといけないのかということをお尋ねしたい。

【中原学校教育課長】

小佐々につきましては、コミュニティ・スクールの導入に合わせて、小中一貫型小学校・中学校を導入するというにしております。小中一貫型小学校・中学校ということがありますので、この管理規則に記載しなければならないと考えております。

【西本教育長】

ということは、コミュニティ・スクールと管理規則は関係がない。単独校で運営協議会を置いたとしても、この管理規則には加わってこない。我々はコミュニティ・スクールばかり頭にあったので、小佐々地区で小中一貫教育を実施するという認識がなかったのかなということ、久田委員さんは仰っているんですね。

【中原学校教育課長】

11月定例教育委員会の中で、小佐々3校では小佐々の3校については、小中一貫型小学校・中学校とコミュニティ・スクールということにつきまして、ご説明申し上げましたので、そこでご理解をいただいていたのかなと思っておりました。

【久田委員】

例えば、金比良小・光海中の場合は、6年生を中学校に置いて、そこで英語等の特別な指導ができる。広田小・中も6年生を中学校の敷地の中に校舎を設けて指導していく。ところが、小佐々3校の場合は、児童が中学校に特別来るわけでもないのに、コミュニティ・スクールをするから、小学校併設型中学校や中学校併設型小学校ということで、規則に載せなければならないのかと思うんです。本当にこうしていかないといけないのかなと。

【中原学校教育課長】

非常に文言が紛らわしい部分として、併設型というのがあるのですが、併設型というのはあくまで同一の設置者で行うということであって、校舎が併設されているということではないということが、一つです。それから、例えばですけども、小佐々の3校が英語に力を入れていきたいとなったときに、小学1年生から英語を指導していきたいとなることもあるかもしれない。そうなった場合に、小学校から英語を導入して、中学校へという小中一貫の中で英語に力を入れていくということも想定されるということです。

ですから、今後も小中一貫型小学校・中学校が出てきたら、規則の表の中に加えていきます。そのために、規則改正という作業は出てくるだろうとは思いますが。

【西本教育長】

久田委員が仰っているのは、コミュニティ・スクールの議論はずっとしてきた。小・中併設型のやり方やカリキュラムなどについては、説明が不足していて、我々の頭の中にはコミュニティ・スクールの事ばかりがあって、いざやるぞとなった時には、こうした小・中併設型になるということになれば、どういう風に教育課程が変わっていくのかという説明も不足していたのではないかなというお気持ちをお持ちなのかなと。4月1日からどう変わるのか。コミュニティ・スクールと管理規則が直接関係がなくてもいいんですが、どう教育課程が変わるのかという点を認識していなかったということです。

【久田委員】

併せてよろしいでしょうか。例えば、小佐々地区の3校のことを管理規則に書いておけば、小佐々中の先生が小学校に乗り込んで、体育や美術、英語といった授業に行きやすくなるなど教職員の乗り入れにしやすい環境づくりができるんです。といった効果が生まれるのであればいいんですが、書き込んでおかないと乗り入れができないのか、書き込まなくても乗り入れはできますよというのであれば、管理規則に書き込まず、実際に児童生徒がその場所に行って併設型とはっきりしているところだけ示しておけばいいのではないかと感じたものですから。

【中原学校教育課長】

9カ年の教育課程をどうするのかということについては、また次回にでも資料をお示ししたいと思うのですが、小佐々地区の校長から聞き取っていることとして、久田委員ご指摘の乗り入れ授業は積極的に取り入れていきたいということです。それから、地域から出た要望書の中にも、1項目目に小中一貫型の教育を施すことができるようにとありますので、それを受けて小中一貫型とコミュニティ・スクールを併せてと考えていたんですが、資料や説明が不足しておりまして、コミュニティ・スクールだけになっていたかと思っておりますので、資料等を準備し9カ年の構想というものをお示ししたいと思います。

【久田委員】

各校も乗り入れしてるからということで規則に載せてほしいとか、載せても併設型が立ち消えになっていたということになって困るので、本当に規則に載せないといけないのかなと気になるんですね。次々と各校が併設型を望んだ場合には、教育委員会でも審議しないといけない中で、規則に掲げるメリットというのを今一つ感じないものですから。

【吉田総務課長】

統一的なところで、考え方を申し上げますと、学校教育法第33条の教育課程で小学校は小学校の教育課程で実施するところですが、今般の小・中併設型や義務教育学校については、この教育過程の特例を地方の教育委員会で承認することができる。ここだというピンポイントで裁量を働かせることができるということになって、そこから先に規則に当該学校を載せるかどうかという問題はあっても、ここに載っている学校は教育課程の特例を活用して、例えば小佐々でいえば小中間での乗り入れ授業をできるという考え方を出すという意味でこの議題を提案しているのかなと見ていました。

【西本教育長】

逆に言えば、ここに載せた以上は、何らかの形で乗り入れ授業なり、小・中併設型の学校としてのカリキュラムを組んでもらわないといけない。それは、校長先生の恣意的な考えは排除して、書いてある以上はそういうカリキュラムが義務付けられるということになるのですか。

【吉田総務課長】

私の判断が誤っているようでしたらご指摘いただきたいのですが、まず、コミュニティ・スクールは1校で行うという一般的な考え方があって、小佐々地区が今回小中一貫型で3校でとなつて、コミュニティ・スクールをより地域に根差した展開を実施するために、小中一貫型という枠で教育課程の特例を実施しなければいけないという考え方から、今回の小中一貫教育という考えになってきたのかなと事務方としては考えております。

【中原学校教育課長】

特例につきましては、必ず特例をしなければいけないということではありません。できるということで、規則第5条の3ですけれども、アンダーラインのところに、相互に連携して教育課程を編成するものとするとのありますが、小中一貫型で小学校、中学校で一貫教育をやりましょうということですので、そこは9年間を見据えたうえでの教育課程を編成するということはありません。

そして、第6条にあります特例ですけれども、特例については、小中一貫教育に関わって学習指導要領からはみ出たことをやりたいということだったら、それはすることができます。ただし、教育委員会の承認を受けなければならないというような整理をして考えております。

先ほど吉田課長から学校を明示したということは、逆に学校名を取ってしまいますと広田小学校は、広田中学校と当然連携しながらやると思いますが、明記しないことによって早岐中学校と連携してやっていくという誤解も生じ兼ねないということがありますので、学校名を明確にして左欄の小学校と右欄の中学校が連携するというを出していきたいと考えてきたところです。

【久田委員】

例えば、学校訪問へ行ったときに、小中の連携をしっかりとってくださいということ一度々申し上げます。中学校には堪能な先生がたくさんいらっしゃる。だから、中学校の美術の先生が小学校に行って、小学校の先生と一緒に図工の指導をしてはどうですか。

或いは、中学校には陸上専門の先生がいるから、小学校でちょっとしたワンポイントの指導をしてもらったりしてはどうですか。とかいうことを常に言っていて、規則に載っていないとできないということではないんですよね。そうすると、先ほど総務課長や教育長が仰ったように、ここに載せるのであれば、絶対に特別な枠組みをしないとイケませんよとなるのではないかと思いますよ。

広田小や金比良小というのは、小学校から離れて中学校に併設されることから、確実に規則に載せなければならないと思うのですが、小佐々の場合は、小も中も形が変わらない中で、要望に沿って4月から小中一貫型とするというのが、果たして今後の継続性も見据えたところで、理解はしつつも大丈夫かなという懸念があります。

【中原学校教育課長】

この小中一貫型小学校・中学校ができてきた流れも学校教育法等の一部を改正する法律の中から義務教育学校と小中一貫型と出てきたのですけれども、それを受けての通知の中にも、先ほど申しあげました中学校併設型小学校、小学校併設型中学校の教育課程の編成ということで、ここにおいては小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すため、設置者の定めるところにより教育課程を編成することとしたと、通知の中にもありますので、やはり小中一貫型でやるからには、教育課程を編成するんですよというところを明確に打ち出したということで校長の異動等で考え方が変わったりすることもあるかもしれませんが、後任の校長も小中一貫型の学校に行くからには9年間を見据えて取り組んでいくという覚悟を持ってもらわなければならないと思います。

【西本教育長】

先ほど久田委員からありました学校訪問のお話は、あくまで任意のお願いなんですよ。校長先生にお話しして、わかりましたと言っているのは、義務付けられたものではなく、校長先生の裁量の範囲内でやりますと。ところが、規則に載った以上は、校長先生がどれだけ変わっても、連携は義務付けですよ。教育課程をそういう形で編成しないと。行ったからには、そうしなければならないという縛りがこれにかかるのですか。

【中原学校教育課長】

はい。そういうことになります。

【西本教育長】

この学校とこの学校は併設型ですから、連携しなければならないという縛りができるという解釈でいくわけですね。

【久田委員】

要望は、地区の方々が積極的に取り組んでいこうということでお持ちになった。要望をお持ちになった方々は任意の団体なんですよ。そしてここまでやろうという目標をお持ちだった。一方で、校長や教職員が、そこまでの理解を本当にしているのかどうかという部分も気になる場所ですよ。校長先生がどこまで教職員に対して9年間の教育課程について知らせているのか、そして学校管理規則まで変わるんだということまで承知しておられるのかどうか。

ここでは、こうすればこうできるという説明は受けたけれども、これから管理規則の中に載った以上、絶対にやっていかななければならないという校長と教職員のベクトルが同じ方向を向いているのかどうかということはどうなんですか。

【中原学校教育課長】

校長先生まではお話をしておりますけれども、校長先生がどこまで教職員に下ろして、教職員がどこまで理解できているのかということまでは、まだ把握できておりません。

あくまで、話していただいているのではないかという想像でしかないのですけれども。広田や金比良などは既にできているのですが。

【西本教育長】

広田や金比良は、物理的にも目に見えているのですね。

今、久田委員が仰ったことを確認する意味からも、各校長先生からお話を聞く機会があってもいいのかなという気もしております。学校教育課長としては聞き取りもされているのですが、教育委員会としても校長の覚悟のほども聞いておいた方がいいと思いますので、次回の教育委員会の中でお話を伺うということではいかがでしょうか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

この規則がダメということではなく、進めていっていただきたいという中で、覚悟というのでも聞いてみたいということですので、学校教育課長には各校長との調整をお願いします。

【中原学校教育課長】

はい。了解いたしました。

【西本教育長】

それでは次に参りたいと思います。協議事項にということで、4件上がってきております。まずは、①「下船越名切地区の児童生徒のスクールバス利用要望に対する協議について」事務局からの説明をお願いします。

【吉田総務課長】

下船越名切地区の児童生徒のスクールバス利用要望に対する協議についてご説明いたします。資料の2ページ目をお開きください。要望の内容は、統合される以外の地域から、その児童・生徒をスクールバスに乗せてもらいたいという要望が上がっています。11月4日に行われました市政懇談会でも話題となりました。その時の市長のご意見ですが、教育委員会の意見も聞いてみてくれということがありましたので、協議事項として本日提出しているものであります。

スクールバスの考え方は既に予算等でご説明いたしましたとおりですので、説明は省略させていただきますが、運行しようとしているバスが離合の関係上、25人乗りのバスを2台と考えておりますので、平成29年度から30年度までは、まず物理的に厳しいというところがございます。

それ以外に、遠距離通学の観点でございまして、学校が廃止されたときは、5年間は国庫補助をいただきながら実施することができるということになりますが、船越小学校区、愛宕中学校区のお子様に乗車されたときに、国庫補助の基本額から控除される、いわゆる市の税金からの持ち出しが増えるという制度でございまして。そのようなこともあって、直接の補助ではございませんが、間接的に通学費の補助をするような形になるということもあって、今後の検討が必要なものです。

直接的な補助ではございませんが、間接的な補助になるということで、私共の考えといたしましては、平成29年度については物理的に厳しいということではできません。平成30年度以降は、児童生徒数が減少してきた場合に対応が可能かどうか、遠距離通学の間接的な補助となりますけれども、実施していくかどうかということ平成29年度中に決めなければなりませんので、再度教育委員会で協議をいただきたいというのが、現在の事務局の考え方でございます。

以上でございます。

【西本教育長】

元々、この名切の方は、船越小学校に通っていて、愛宕中学校まで通っていた。ところが、閉校になった子供の中には、名切より近い所の子供がスクールバスに乗れるようになった。名切の方にとっては、自分たちの方が距離的に遠い状況です。

閉校に伴う特例的なスクールバスですから、説明にありましたように当局としてやや厳しいなと考えています。29年度は、定員ギリギリですから、無理だろうとなるのですが、俵ヶ浦半島という特殊性に照らし合わせ、半島振興策の一環として政策判断し、半島にいる子どもは市税を投じてでも、一括して乗せるというような決定が必要になるのではないかとともに思います。

【久田委員】

国庫補助は抜きにして、名切地区の子供の思い、保護者の思いというのは受け止めます。だから、その子どもたちをバスに乗せてあげたいという教育委員としての気持ちはありますが、他地区への波及或いはこれまでの他地区でのスクールバスの経過という側面もありますから、非常に難しいですね。

【西本教育長】

このことについては、すぐに答えを出すというのは非常に難しいと思いますので、本日は要望の声があったという報告を受け止めるにとどめ、もう少し時間をかけて議論する研究課題といたしたいと思います。よろしいですか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

では、次に参りたいと思います。②「中里幼稚園園舎の活用について」事務局からの説明をお願いします

【吉田総務課長】

中里幼稚園の廃園については、既にご承知かと思いますが、中里小学校の教室がいよいよ不足することとなりまして、本年度中に幼稚園園舎の一部を改修し、29年4月から普通教室として利用せざるを得なくなったという状況がございます。平成31年度までの児童数の推移から、平成29年度に基本設計し、30年度に実施設計、31年度から32年度までで立て替えていくというところをご報告しているものでございます。協議事項のポイントといたしましては、幼稚園園舎を29年度から普通教室として活用させていただくことについての協議事項としておりますが、資料表中の31年度欄で1年生が90名3クラスとしておりますけれども、ここが1名でも増えれば4クラスとなり、教室がまた不足することになるという点です。説明は以上です。

【西本教育長】

教室が足らなくなるので、幼稚園を改修して、そこに新しく教室を設けて、そちらに一部移っていただくという考えでございます。

【久田委員】

今でも少人数指導をするときに、体育館の裏の倉庫みたいなところを使って授業展開しているんですね。だから、園舎を使ってでもやっていただかないと大変だと思います。

【深町委員】

幼稚園の部分は普通教室ですか。特別教室ではないのですか。

【吉田総務課長】

2ページに図面を付けておりますとおり、28年度に普通教室1室、29年度にもう1室とトイレの改修も行う予定としております。

【西本教育長】

他にご質疑ありませんか。よろしいですか。

【全委員】

はい。

【西本教育長】

ありがとうございます。では、次に参ります。③「佐世保市図書館市民ギャラリー展示会の開催及び運用基準の制定について」事務局の説明をお願いします。

【前川図書館長】

事業内容ですけれども、図書館主催の事業として、中2階のスペースにおいて、市民等の芸術・文化に関する活動の成果を発表する展示会を、通年開催するもの、展示品は市民等より募集したいと思っております。目的は、生涯学習の推進に寄与することと合わせて図書館利用者の拡大を目的としたいと考えております。開催理由ですけれども、現在の中2階はふるさとガイドコーナーとして郷土作家らの展示を行っていますが、長年、展示内容、展示品は変えておらず立ち寄り利用者が減少している状況でございますので、ショーケースがL字型に3つありますけれども、郷土の作家の展示品を一か所に集め、空いた2か所を市民ギャラリーとして展示する場所にしたいと考えております。実施は、29年4月から、出展料は無料としたいと考えています。現在、試行ということで11月から長崎短期大学の長い絵を展示したり、高校生パフォーマンスの書道を展示したりしております。

2ページ以降は、運用基準を掲載しております。特筆すべき個所は、3番目の出展の決定で、展示期間が重複した場合は先着順としております。後、5番の展示の制限で、括弧の1から9まで、営利目的等について制限をかけております。それから、7番に出展者の遵守事項として、展示物の撤去等は出展者の責任で行うことなどを記載しております。10番の展示期間ですが、概ね2週間から1か月までということで実施していきたいと思っております。以上でございます。

【西本教育長】

只今説明がありましたけれども、委員さんから質疑等ございませんか。

【合田委員】

質疑ではございません。今年の前期教育委員会で平戸の図書館を視察しまして、その時に市民ギャラリーが展示してあって、早速佐世保でも取り入れられるということで、いいことだなと思います。長崎短大の長い絵にしてもそうですし、今の書道パフォーマンスにしても、皆さん立ち止まっていかれてますもんね。暗い中2階が生き返ったようでいい雰囲気ですので、これで来館者が増えるといいなと思います。

【前川図書館長】

只今、合田委員さんが仰ったように平戸を参考にして、開催していきたいと思っておりますし、来館者の方からも、図書館が明るくなったとか、子どもの励みになるのでこれからも続けてくださいといった意見をいただいております。

【合田委員】

そうですね。

【西本教育長】
よろしいですか。

【全委員】
はい。

【西本教育長】
それでは、次の協議事項へ参ります。④「佐世保市立小・中学校教育課程特例校制度実施要項について」事務局から説明をお願いします。

【中原学校教育課長】
先ほどの議題に係る学校管理規則の一部改正に関わっているのですが、今のところ教育課程の特例で実施したいという希望は無いのですけれども、要項は整備させていただきたいと思います。

資料の1番目概要ですが、学校教育法等の一部を改正する法律および関係省令の施行に伴い、義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校による教育及び一貫教育に必要な独自教科の設定が設置者判断により実施可能となりました。そこで、実施に向けた関係例規を整備するとともに本件を定め、円滑な施行を図ることといたします。

2番の趣旨でございますが、義務教育学校、中学校併設型小学校、小学校併設型中学校において、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要が認められる場合に、特別の教育課程を編成して教育を実施することを承認する。というものでございます。

2ページをお願いいたします。要項案です。

1 趣旨。佐世保市教育委員会は、義務教育学校、小中一貫型小学校・中学校において、小学校における教育と中学校における教育を一貫して施すため、当該学校又は当該地域の特色を生かした特別の教育課程を編成して教育を実施する必要等が認められる場合に、当該学校を佐世保市学校教育管理規則に基づき、特別の教育課程を編成して教育を実施することを承認する。

2 教育課程特例校の申請。(1)特別の教育課程を編成して教育を実施することを希望する義務教育学校、中学校併設型小学校、小学校併設型中学校、連携型中学校は、佐世保市教育委員会に教育課程特例承認申請書を提出するものとする。(2)上記の申請の期間は、毎年度、原則として、特別の教育課程を実施する前年度の1月4日から1月31日までとする。

3 教育課程特例校の承認。佐世保市教育委員会は、教育課程特例校承認申請書に記載された特別の教育課程編成・実施計画を審査し、佐世保市学校教育管理規則第6条の規定に基づき学校教育法施行令の規定によらないで教育課程を編成することができる場合を定める件を満たしていると認めるときは、当該学校の教育課程特例を承認する。

4 特別の教育課程編成・実施計画の変更・廃止。(1)教育課程特例校の承認を受けた学校は、教育課程特例の教育課程編成・実施計画を変更または廃止する必要があるときは、教育課程特例承認変更申請書又は教育課程特例承認取消申請書を提出し、佐世保市教育委員会の承認を受けなければならない。(2)上記の申請の期間は、原則として、特別の教育課程を実施する前年度の1月4日から1月31日までとする。

5 実施状況の報告等。教育課程特例の承認を受けた学校は、特別の教育課程に基づく教育の実施状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

6 承認の取消。佐世保市教育委員会は、教育課程特例の承認を受けた学校が次の各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。一 特別の教育課程編成・実施計画を変更し、佐世保市教育委員会の承認を受けなければならない場合において、そ

の承認を受けなかったとき。二 特別の教育課程編成・実施計画の円滑かつ確実な実施が見込まれなくなったとき。
以上でございます。

【西本教育長】

只今の件で何かご質問ございますでしょうか。

これは、先ほどの議題で出た管理規則の第6条に、新たに2項付け加えましたよね。学習指導要領によらない特例の教育課程を実施しようとするときは、校長は、当該教育課程についてあらかじめ市委員会の承認を受けなければならない。という部分に入ってくるのですね。これに呼応する形で要項を定めたということですね。

【中原学校教育課長】

はい。その通りです。

【久田委員】

今教育長が仰った管理規則の第6条第2項とこの要項があれば、やはり小佐々を規則に載せなくてもいいのではないかなという気がしてきたんですね。

【中原学校教育課長】

この管理規則第5条の3の表は、教育課程の特例を指定する学校ではありませんで、小・中連携して9年間の教育課程を作りなさいというものですので、特例は次の第6条にかかっております。

【西本教育長】

この要項は第6条にかかっているんですね。

【中原学校教育課長】

はい。

【西本教育長】

そうであれば、趣旨のところに管理規則第6条の2に基づきということを追加した方がいいかもしれませんね。

【中原学校教育課長】

はい

【西本教育長】

細かい所でよろしいですか。規則6条は特例の教育課程、要項は特別な教育課程ということで統一されているのですが、どちらかに統一された方がいいのかなという感じがします。

【中原学校教育課長】

はい。よく確認をしてみます。

【西本教育長】

他にございませんか。なければよろしいでしょうか。

【全委員】

はい。

～この質疑を受け、議題②については承認とせず、1月前期教育委員会までの継続協議

となった～

【西本教育長】

以上で、協議事項は終わりました。次に報告事項へ参ります。時間の関係もありますので、事務局から一括で説明をお願いします。すべての報告を受けてから、質疑に入ります。では、①「平成28年度佐世保市立学校給食検討委員会について」から順次ご説明をお願いします。

【迎学校保健課長】

①と②が学校保健課の案件となりますので、続けてご説明いたします。①ですが、平成28年度佐世保市立学校給食検討委員構成案として構成員をお示ししております。この会は、条例で定められており、学校給食のあり方などを検討させていただいております。学校給食の運営や学校施設の運用等のご意見をいただいております。任期については、2年でございます。①については、以上でございます。

続きまして、②学校給食食物アレルギー対策検討委員会についてでございます。こちらにつきましましては、昨年度アレルギー対応マニュアルを改定いたしまして、今年度からマニュアルの運用を開始したところでございます。マニュアル等につきましましては、専門の方々や学校給食関係の方々のご意見等を伺いながら改善や改定を行っていきたいと考えております。現在、アレルギー食については、小学校で222名、中学校で54名で、学校給食としての対応を行っていただいております。会議は2月上旬に予定をさせていただいております。

【小田社会教育課長】

続きまして、③平成28年度地域学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰受賞についてご報告いたします。地域学校協働活動につきましましては、佐世保市では学校支援会議と放課後子どもクラブ、放課後子ども教室が対象となっております。これに対して、文部科学大臣表彰というのが全国的に行われております。この表彰は平成23年度から仕組みができていますけれども、本市は開始から6年連続で受賞いたしております。本年度は吉井南小学校の放課後子ども教室の活動が優秀であるということで、受賞なさっています。12月8日に授賞式がございました。内容としては、英語教室を行うなど、地域の方々で活動され、その活動される方、子どもたちのどちらも学びあっているということが非常に顕著であるということで受賞なさっています。

【鶴田スポーツ振興課長】

④第67回小柳賞シティロードレース大会についてご報告いたします。この大会は新春の走り初めとして県内外から多くの参加者を集め開催するものです。今回67回を数えます。年が明けまして1月8日、日曜日、総合グラウンド陸上競技場及びその周辺で開催いたします。今回は、1921名の参加申し込みがっております。6ページをお開きください。10キロメートル走には602名、3キロメートル走には、464名、1.5キロメートル走には854名で前回よりも50名程度増えております。それから、都道府県別の参加者を見ますと、東京、千葉など遠方から参加していただいておりますので、特別賞を授与させていただいております。年齢別の構成を見ますと、約4割が小学生、小中高を併せますと、4人中3人は小中高生ということになります。県内の参加者は、その8割が市内というのが特徴となっております。因みに、最高齢は男性で80歳の方が2名、女性は71歳の方が1名でいずれも10キロメートルに参加されます。昨年も教育委員の方々にスターターをお願いしております。今年も7発目から12発目までをお願いしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【吉住公民館政策課長】

⑤公民館嘱託職員の公募についてご報告いたします。各地区公民館で任期満了及び自己都合による退職がございまして、資料にお示ししておりますが、鹿町、三川内、針尾、崎辺、

相浦の5館で嘱託職員等を各1名ずつ募集するものでございます。募集期間は、1月11日から2月1日まで、一次審査を2月10日までに行之まして、面接による二次審査を2月14日から17日まで行い、面接結果通知を2月24日までにを行うというものです。応募方法、勤務条件については、9ページに添付いたしておりますので、後ほどご覧ください。

【前川図書館長】

⑥図書館常勤パート職員採用試験の実施についてご報告いたします。9月の定例教育員会において、嘱託職員4名とパート職員5名を募集するという報告をさせていただきましたが、嘱託職員の採用試験が11月に行われまして4名の採用が決定しました。その嘱託職員のうち2名がパートから合格したため、パートの必要数が5名から7名になりました。12月にパート試験を行ったところ、9名応募があったのですが、合格したのは5名でした。あと2名不足するため、再募集を行うものです。本日から2月2日まで募集をかけたいと思っております。

【西本教育長】

はい。まとめてご質疑をお願いします。

【久田委員】

小柳賞の防寒着の色がいくつかあるので、どれを着ればいいのか教えてほしいと思います。

【鶴田スポーツ振興課長】

帽子だけは、こちらでご準備してますが、防寒着は各々好きなものを羽織っていただければと思います。

【西本教育長】

その他ありませんか。なければ、以上で報告事項を¥の質疑を止めたいと思います。

その後、次回開催日程を決定の上、定例会を終了した。 ----- 了 -----